

令和2年(ラ)第136号 移送申立て却下決定に対する即時抗告事件（原審・名古屋地方裁判所令和2年(モ)第56号〔基本事件・令和2年(ワ)第340号損害賠償請求事件〕）

決 定

横浜市中区本町3丁目30番地7 横浜平和ビル4階神奈川総合法律事務所

抗告人（基本事件被告）	嶋 崎 量
同 代理 人 弁 護 士	板 倉 陽一郎
同	佐々木 亮
同	北 周 土
同	兒 玉 浩 生
同	倉 重 公 太 朗
同	田 畑 淳
同	向 原 栄 大 朗
同	山 田 祥 也
同	西 川 治
同	山 岡 遥 平

相手方（基本事件原告）

(以下「[]」という。)

相手方（基本事件原告）

(以下「[]」という。)

相手方（基本事件原告）

(以下「[]」という。)

主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

第1 本件抗告の趣旨及び理由

1 抗告の趣旨

- (1) 原決定を取り消す。
- (2) 基本事件を横浜地方裁判所に移送する。

2 抗告の理由

別紙1の第3及び別紙2ないし5各記載のとおり

第2 事案の概要（以下、略語は、特記しない限り、原決定の例による。）

1 基本事件は、相手方らが、抗告人を対象弁護士として基本事件相被告神奈川県弁護士会（被告神奈川県弁護士会）に対し懲戒請求を行ったことに關し、①被告神奈川県弁護士会が、懲戒請求者一覧として相手方らの住所氏名等を含む情報を抗告人に伝えたこと、②抗告人が、抗告人に対する懲戒請求を行った者ら（ただし、相手方らではない。）を被告として横浜地方裁判所に対し不法行為に基づく損害賠償請求訴訟（以下「別件訴訟」という。）を提起するに当たり、前記懲戒請求者一覧を、相手方らの住所氏名等にマスキングを施さずに書証として提出したことが、相手方らが懲戒請求を行ったという政治的信条に関する個人情報及び相手方らの住所氏名等の個人情報を公開し、相手方らのプライバシーを侵害するものであると主張して、不法行為ないし共同不法行為に基づき、[REDACTED]が、被告神奈川県弁護士会に対し上記①の慰謝料4万円の支払を求めるとともに抗告人及び被告神奈川県弁護士会に対し上記②の慰謝料767万円の連帶支払を求め、[REDACTED]及び[REDACTED]がそれぞれ、抗告人に対し上記②の慰謝料各767万円の支払を求める事案である。

相手方らは、基本事件を、義務履行地を管轄する名古屋地方裁判所（民

訴法5条1号)に提起した。

2 本件は、抗告人が、基本事件と同内容の訴訟が各所で提起されており、証拠との距離（基本事件において取り上げる可能性のある証拠が基本事件原告である相手方ら本人を除いて専ら神奈川県ないし同県に隣接する東京都に所在していること）及び期日調整の難易（基本事件を名古屋地方裁判所で審理した場合、横浜地方裁判所で基本事件を審理する場合に比べ、方々での応訴を強いられる被告側の期日調整が難航すること）の点からは、横浜地方裁判所の方が便宜であり、このまま基本事件の審理を名古屋地方裁判所で継続することは、訴訟の著しい遅滞を招くおそれがある等と主張して、民訴法17条に基づき、基本事件を不法行為地であり基本事件被告である抗告人の住所地を管轄する横浜地方裁判所（民訴法4条1項、2項、5条9号）に移送するよう求める事案である。

3 原審は、抗告人の移送申立てを却下し、これを不服とする抗告人が、本件即時抗告を提起した。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、抗告人の移送申立てには理由がないものと判断する。その理由は、次のとおり付加するほか、原決定「理由」第2の2ないし4に記載のとおりであるから、これを引用する（引用文中各「当庁」は、いずれも「名古屋地方裁判所」と、「当裁判所」は、「原審」と、それぞれ読み替える。）。
- 2 抗告人は、①現在、抗告人は、基本事件（名古屋）のほかに、京都、奈良（葛城支部）、高松、仙台及び横浜の各地方裁判所で基本事件と同様の事件（京都地方裁判所令和元年(ワ)第3908号、奈良地方裁判所葛城支部令和2年(ワ)第25号、高松地方裁判所令和2年(ワ)第48号、仙台地方裁判所令和2年(ワ)第201号及び横浜地方裁判所令和2年(ワ)第2074号。以下「関連訴訟」ともいう。）を提訴されて訴状の

送達を受けており、これらの関連訴訟は、基本事件と事実関係及び証拠関係が共通しており、法律構成も同一で、訴状の記載、証拠説明書の記載及び書証は、基本事件の訴状等と概ね又は全く同一であって、これらの事件を別々の裁判所で審理すると、矛盾した判断が出される可能性がある上、訴訟を著しく遅滞させる可能性も高いから、1つの裁判所でまとめて審理すべきであって、基本事件及び関連訴訟の共通の唯一の管轄裁判所である横浜地方裁判所で基本事件を審理するのが、効率的である。

② 相手方ら及び関連訴訟の原告らは、インターネット上で弁護士会会长や多数の弁護士等に対する懲戒請求を呼びかけた「余命三年時事日記」と題するブログ（以下「本件ブログ」という。）の運営者が、抗告人をはじめとする懲戒請求の対象とされた弁護士らが懲戒請求を行った者らを被告として提起している不法行為に基づく損害賠償請求訴訟等において懲戒請求者らが被告として応訴等をしても敗訴判決ばかりで「勝ちが見えない」ことから、これらの訴訟を妨害するために、懲戒請求者らが全国各地に散在していることを利用して、管轄が同じ懲戒請求者らが各地の裁判所で提訴し懲戒請求者らの責任を追及する抗告人のような弁護士等に対し各地での応訴を余儀なくさせるよう呼びかけたことに呼応して、これらの訴訟を提起したものであり、本件ブログの記事の記載内容を参照すれば、基本事件及び関連訴訟が、抗告人をはじめとする懲戒請求の対象とされた弁護士らが提起している上記損害賠償請求訴訟等を妨害する目的の一連の訴訟（少なくとも目的を同じくする連携した訴訟）の一部として提起された、訴権の濫用に当たり得るものであることは明らかであり、これらを各地の裁判所で別個に審理し、抗告人に各裁判所での応訴を余儀なくせることは、訴訟経済にも著しく反し、抗告人に不合理に著しく過酷な現実的負担を強いるもので、当事者間の衡平を実現するためにも、基本事件を横浜地方裁判所に移送して上記不都合を回

避することが必要不可欠であり、移送により基本事件及び関連訴訟の統一的審理が必要であることを上回る弊害が生ずることはないから、基本事件を横浜地方裁判所に移送すべきであると主張する。

3 しかし、基本事件について想定される審理内容を踏まえても、基本事件を名古屋地方裁判所で審理することにより当事者間の衡平が害されるとまではいえないし、訴訟の著しい遅滞が生じるともいい難いことは、前示（原決定引用部分）のとおりであって、仮に基本事件を横浜地方裁判所で審理する方が効率的であったとしても、そのことから直ちに「訴訟の著しい遅滞を避け、又は当事者間の衡平を図るために必要がある」ということはできない。

また、相手方らが本件ブログを閲覧し、本件ブログの運営者の呼びかけに賛同し、その記事を利用し、本件ブログの運営者に情報を提供しているとしても、抗告人が被告神奈川県弁護士会から交付を受けた相手方らの氏名、郵便番号及び住所が記載された懲戒請求者一覧をそのまま別件訴訟に提出したことは基本事件の当事者間に争いがないから、基本事件における請求の基礎となる事実は存在し、不法行為に基づく損害賠償請求をする際に原告が義務履行地を管轄する裁判所に提訴をすることは例外的なことではないから、相手方らの基本事件の訴訟提起自体が、相手方ら個人の利益と離れて抗告人に応訴の負担を強いることを主たる目的とする濫用的なものであると直ちにはいえないし、抗告人は、現在、基本事件（名古屋）のほかに、京都、奈良（葛城支部）、高松、仙台及び横浜の各地方裁判所で基本事件と同様の関連訴訟を提訴されて訴状の送達を受けているが、横浜地方裁判所以外での提訴が未だ5か所にとどまっている現時点においては、抗告人が不合理に著しく過酷な応訴の負担を強いられる状況に至っているとまではいい難く、基本事件について、訴訟の著しい遅滞を避け、又は当事者間の衡平を図るために基本事件を

移送する必要があると認めるには足りない。

したがって、抗告人の主張はいずれも採用できない。

第4 結論

よって、原決定は相当であり、本件抗告は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり決定する。

令和2年8月19日

名古屋高等裁判所民事第4部

裁判長裁判官 古久保正人

裁判官 水谷美穂子

裁判官 西村修

(別紙5)

令和2年(ラ)第136号 移送申立却下決定に対する抗告事件

(基本事件:名古屋地方裁判所令和2年(ワ)第340号 損害賠償請求事件)

抗告人(基本事件被告) 嶋崎量

相手方(基本事件原告) [REDACTED]

基本事件被告 神奈川県弁護士会



意見書(4)

令和2年8月13日

名古屋高等裁判所民事第4部イ係 御中

抗告人代理人弁護士	板倉陽一郎	
同 弁護士	西川治	
同 弁護士	山岡遙平	

1 大阪高等裁判所において、基本事件の同種訴訟を横浜地方裁判所に移送する決定がなされたこと

基本事件の同種訴訟のうち、最初に提起された京都訴訟について、大阪高等裁判所は令和2年8月7日、抗告人及び神奈川県弁護士会のした移送申立を却下した原決定を取り消し、本件を横浜地方裁判所に移送するとの決定をした(大阪高等裁判所令和2年(ラ)第501号移送申立却下決定に対する抗告事件・同年8月7日決定。資料23)。

同決定は、第3の1において、基本事件の同種訴訟の提起や移送申立ての経過、

これらに關わる本件ブログ（余命三年時事日記）の記載を丁寧に検討した上で¹、第3の2において、

前記1の認定事実によれば、基本事件において相手方らの主張する不法行為は、いずれも抗告人らの事務所所在地若しくは横浜地方裁判所又はその近傍で行われたものであるところ、相手方らが、京都地方裁判所に基本事件の訴えを提起したのは、もともと、本件ブログの呼び掛けに賛同して抗告人弁護士会に抗告人嶋崎を懲戒することを求めたものの、抗告人嶋崎から、同懲戒請求は違法なものであったとして、不法行為に基づく損害賠償を求める訴訟を横浜地方裁判所に提起されたため、これに対抗する趣旨を含むものであったとみるのが相当である。そして、相手方らが基本事件の訴えを提起した後も、相手方らと同様に抗告人嶋崎を懲戒請求したために損害賠償請求訴訟を提起された者らが、本件ブログの呼び掛けにより、各数名程度が共同原告となって全国各地の裁判所に損害賠償請求訴訟を提起するという状況になっており、今後も同種の訴訟が多數提起されることが予想されることなど、本件に表れた一切の事情を考慮すると、基本事件については、当事者間の衡平を図るために、横浜地方裁判所に移送する必要があるというべきである。

（下線は引用者）

として、本件各訴訟が抗告人嶋崎の提起した損害賠償請求訴訟に対抗する趣旨を含むものであることや今後も同種訴訟が多數提起されることが予想されることなどを踏まえ、当事者間の衡平を図るために、横浜地方裁判所に移送する必要がある

¹ なお、同決定（資料23）7頁11～12行の「相手方らが本件抗告書に提出した説明資料14がそのまま掲載された」は、本件において抗告人が提出した令和2年7月6日意見書（2）の添付資料21の1～2枚目にかけて掲載されている「説明資料14」と手書きで記された部分を示す。

と判断したものであって、かかる事情は、本件にも同様に妥当する。

2 結論

基本事件は公益的な見地からも当事者間の衡平の見地からも、横浜地方裁判所に移送することが適切であるから、民事訴訟法17条に基づき、本件を横浜地方裁判所に移送するとの決定を求める。

(添付資料)

23 大阪高決令和2年8月7日（基本事件は京都訴訟）

（令和2年（ラ）第501号移送申立却下決定に対する抗告事件）

以上

これは正本である。

令和2年8月19日

名古屋高等裁判所民事第4部

裁判所書記官 杉 本 考

